

当初 変更

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書 (標準型)

年災		事項		契約	令和元年12月25日
工事番号	19-41310-0251	工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（トンネル）	着工	令和元年12月27日
入札執行年月日	令和元年10月17日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和3年3月1日
審議番号	公所	000000	本庁		90.04%
路線・河川名	国道114号				予定価格
工事箇所	伊達郡川俣町小綱木地内 山木屋1工区				1,461,362,100
	至 関場トンネル				
工事概要	トンネル工 L=243.0m W=6.0m (9.75m)				

業者コード 業者名	落札者の住所	
	入札額及び再入札額	落札額（契約額）
100000100 佐藤工業（株）	(1) 1,210,000,000 (3)	(2) (4)
700800667 寿・小野特定建設工事共同企業体	(1) 1,196,200,000 (3)	(2) (4) 1,315,820,000
	(1) (3)	(2) (4)
	(1) (3)	(2) (4)
	(1) (3)	(2) (4)
	(1) (3)	(2) (4)
	(1) (3)	(2) (4)
	(1) (3)	(2) (4)
	(1) (3)	(2) (4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。







様式第2号附表(第13条関係)

施工計画の適切性に対する評価結果  
(簡易型・標準型)

一般土木工事

工事執行権者

県北建設事務所長

工事番号	19-41310-0251	工事名	道路橋りょう整備(標準)工事(トンネル)	工事箇所	伊豆郡川根本町小坂中野山(国道114号 川根本トンネル)	路線・河川名	国道114号
工事概要	トンネル工 L=243.0m W=6.0(9.75)m						

入札参加者	施工計画の適切性 配点100点(総合評価方式における加算点配点10点)							総合評価方式における加算点
	様式第9号(その2) 各種管理計画、環境配慮、施工上の工夫							
	様式第9号(その1) 工事の工程表	1 工程管理計画	2 品質管理計画及び出来形管理計画	3 安全管理計画	4 施工上の工夫(環境配慮を除く)	合計	70	
配点	30							
項目								
佐藤工業(株)	30	10	15	15	5	75	7	
寿・小野JV	30	10	20	20	15	95	10	
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								

※ 施工計画の適切性が不適である場合、不適となった項目の点数欄、「不適」と記載し、他の項目の点数欄には「\*」と記載する。

# 平成30年度 第8回福島県総合評価委員会議 委員名簿

平成31年3月18日

No.	氏 名	所 属 等	職 名	班	出 欠
1	あくたがわ かつのり 芥川 一則	福島工業高等専門学校 ビジネスコミュニケーション学科	教授	1班	○
2	たかはし みちお 高橋 迪夫	日本大学	名誉教授	2班	○
3	しばさき やすひで 柴崎 恭秀	会津大学短期大学部 産業情報学科	教授	1班	
4	みどりかわ たけひこ 緑川 猛彦	福島工業高等専門学校 都市システム工学科	教授	3班	○
5	わたなべ ひでひこ 渡邊 英彦	日本大学 工学部土木工学科	教授	2班	○
6	あ べ せいじ 阿部 誠司	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	技術副所長	2班	
7	いし い じょう 石井 重好	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	技術副所長	1班	
8	いし つ けんじ 石津 健二	国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所	技術副所長	1班	○
9	えんどう とおる 遠藤 徹	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	技術副所長	3班	○
10	おがた ひろのり 緒方 博則	農林水産省東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所	次長	1班	○
11	おやま いげる 小山 茂	国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所	技術副所長	3班	
12	すずき ただひこ 鈴木 忠彦	国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所	技術副所長	3班	
13	たなか みちゆき 田中 道幸	国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所	技術副所長	2班	○
14	ながき ゆうじ 長崎 有司	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	工物品質管理官	3班	○
15	ますざわ てる 増澤 亨	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	技術副所長	2班	
16	もとまき まさのぶ 本木 雅信	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	技術副所長	1班	○

※敬称略。大学等または国関係ごとに五十音順。

※任期：委嘱の日から2年間。

## 入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和 元年 9月 6日

福島県出納局長 阿部 雅人

### 1 入札に付する事項

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度公告 <input type="checkbox"/> 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)		
	<input type="checkbox"/> 前回公告 なし		
工事番号	19-41310-0251		
工事名	道路橋りょう整備(再復)工事(トンネル)		
工事箇所	伊達郡川俣町小綱木地内 山木屋1工区 関場トンネル(国道114号)		
工事概要	トンネル工 L=243.0m W=6.0(9.75)m		
完成期限	工期431日間		
予定価格	契約締結後に公表する。		
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明	
最低制限価格	該当なし	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事	
総合評価方式	標準型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。</li> <li>・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。</li> </ul> なお、当該入札では評価基準価格を設定する。	
低入札価格調査	該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事</li> <li>・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。</li> </ul>	
施工体制事前提出方式	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県施工体制事前提出方式の適用工事</li> <li>・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。</li> </ul>	
電子入札	該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要</li> <li>・電子入札システム(アドレス) <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html</a></li> </ul>	
電子閲覧	該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子閲覧システム(アドレス) <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html</a></li> </ul>	
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。	
再資源化等	該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
混合入札	復興JV以外	該当	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
	復興JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(平成27年3月20日一部改正))における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
技術者の工事経験 必要なし		<p>・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が3,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満)になる場合は、専任を要しない。)工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。</p> <p>ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。</p> <p>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
企業の工事实績 過去15年以内 トンネル工(本体工)		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
企業の工事規模実績 必要なし		<p>元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。</p> <p>ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。</p>
JR近接工事 該当なし		<p>該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。</p> <p>なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。</p>



(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数		2者又は3者であること。																						
構成員の組み合わせ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。</li> <li>・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他の構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。</li> </ul>																						
結成方法		自主結成であること。																						
各構成員の出資割合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2者の場合は、各者30%以上であること。</li> <li>・3者の場合は、各者20%以上であること。</li> </ul>																						
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。(ただし、請負金額が3,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満)になる場合は、専任を要しない。)</li> <li>・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。</li> <li>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</li> </ul>																						
	代表構成員の資格要件	<table border="1"> <tr> <td>発注種別</td> <td>一般土木工事</td> <td rowspan="2">福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。</td> </tr> <tr> <td>格付等級</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>許可業種</td> <td>土木工事業</td> <td>建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。</td> </tr> <tr> <td>地域要件</td> <td>県内</td> <td>県内とは、福島県内に本店を有する者であること。</td> </tr> <tr> <td>企業の工事実績 過去15年以内 トンネル工(本體工)</td> <td></td> <td>元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。</td> </tr> <tr> <td>企業の工事規模実績 必要なし</td> <td></td> <td>元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。</td> </tr> <tr> <td>JR近接工事 該当なし</td> <td></td> <td>該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。</td> </tr> <tr> <td>出資割合</td> <td></td> <td>構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。</td> </tr> </table>	発注種別	一般土木工事	福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。	格付等級	A	許可業種	土木工事業	建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。	地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。	企業の工事実績 過去15年以内 トンネル工(本體工)		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。	企業の工事規模実績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。	JR近接工事 該当なし		該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。	出資割合	
発注種別	一般土木工事	福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。																						
格付等級	A																							
許可業種	土木工事業	建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。																						
地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。																						
企業の工事実績 過去15年以内 トンネル工(本體工)		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。																						
企業の工事規模実績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。																						
JR近接工事 該当なし		該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。																						
出資割合		構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。																						

その他の構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
	地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	企業の工事実績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。
	企業の工事規模実績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
JR近接工事 該当なし		該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。	

### 3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和元年 9月 6日(金)～ 令和元年 10月 16日(水)	電子閲覧システム
設計図書等の質問	令和元年 9月 6日(金)～ 令和元年 9月 12日(木)	福島市杉妻町2番16号(北庁舎6階) 福島県県北建設事務所総務部総務課 電話番号 024-521-2496 ファクシミリ 024-521-2849 電子メール kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	令和元年 9月 19日(木)	福島県出納局ホームページ 入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付	令和元年 9月 30日(月)～ 令和元年 10月 1日(火)	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	令和元年 10月 16日(水)	電子入札システムへの入力による。
開札	令和元年 10月 17日(木) 午前9時30分	開札は公開とする。 福島市中町8番2号 福島県自治会館8階 802会議室
落札者の決定予定日	令和元年 10月 28日(月)	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前9時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

#### 4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適合の通知については、入札説明書による。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。(元年12月議会付議予定)

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

#### 8 その他

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(技術管理課 HP: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/torikumi.html> 参照)を適用し積算している工事である。

(3) 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』(技術管理課 HP: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html> 参照)の対象工事である。受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。本工事の発注方式は特記仕様書に記載しているので確認すること。

(4) 本工事は、起工測量、施工、出来形管理、施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用する「ICT活用モデル工事」である。  
なお、詳細については特記仕様書によるものとする。

(5) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先	福島県出納局入札用度課
電話番号	024-521-7413
ファクシミリ	024-521-7962
電子メール	nyuusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp

〈注 意〉 提出する書類一覧表

提出書類	電子入札対象工事の場合	
	入札参加受付時 <small>(注1) (注2) (注3) (注4)</small>	入札書等提出時
技術提案書	○	
特定建設工事共同企業体協定書（福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱様式第2号に準じる）の写し	○ <small>(注5)</small>	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○ <small>(注2)</small>
見積内訳総括表 （低入札価格調査事務処理要領様式第6号）		○ <small>(注2)</small>
工事費内訳書 （福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）		—
下請工種内訳書 （福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）		—

※ 電子入札における留意点

（注1）入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません）を資料として添付してください。

（注2）添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

（注3）総合評価方式（標準型）の場合、様式第9号（その1～その2）及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。

（注4）総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

（注5）特定建設工事共同企業体を結成して入札に参加する場合に提出してください。

(別記 3)

総合評価点評価基準(標準型)

標準型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、標準型における加算点の最高点は64点とする。

なお、評価基準における**基準日は開札日を基本**とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 19-41310-0251
- 2 工事名 道路橋りょう整備(再復)工事(トンネル)
- 3 工事箇所 伊達郡川俣町小綱木地内 関場トンネル(国道114号)

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している。

番号	評価基準	左記の具体的な内容		
※1	同種・類似工事	トンネル工事(内空断面積(覆工後の内空断面積) $A = 40 \text{ m}^2$ 以上) 施工数量 $L = 100 \text{ m}$ 以上		
※2	施工実績指定金額	5億円		
※3	優良工事表彰部門	特殊構造物部門(農林水産部及び土木部、トンネル工事に限る)		
※4	技能士資格	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工		
※5	技術者保有資格	一級土木施工管理技士		
※6	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	川俣町		
※7		地域要件	県内	
※8	入札参加者の所在地等の評価対象			
	入札参加者の所在地	上位点	川俣町	
		中位点	県北建設事務所管内(保原、二本松土木事務所管内を除く)	
		下位点	保原、二本松土木事務所管内	
	消防団への継続加入状況(加入消防団の所在地)	上位点	県北建設事務所管内(保原、二本松土木事務所管内を除く)	
下位点		保原、二本松土木事務所管内		
	ボランティア活動への取り組み、※10~※13	県北建設事務所管内		
※9	指定枚数等	様式9号はその1、その2で各1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)		
※10	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※10~※13から2項目を選択すること。		
※11	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》		
※12	雇用の維持・確保	※10~※12から2項目を選択すること。		
※13	除雪、維持補修業務の履行実績	注) 選択した2項目のみ記載すること		

※14	技術提案項目	1	覆工の品質確保に関する技術提案	一次覆工（吹付コンクリート）に関する技術提案、二次覆工（覆工コンクリート）に関する技術提案、その他有効な技術提案
		2	施工時の周辺環境対策に関する技術提案	施工時の騒音・振動対策に関する技術提案、施工時の濁水処理対策に関する技術提案、その他有効な技術提案
※15	技術提案の指定枚数等	※14で設定された各技術提案項目につき様式10号1枚（A4判片面）以内（資料添付不可）		
※16	橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の評価対象技術者	—		
※17	施工計画適切性の評価項目	※下記参照		

※17 施工計画適切性の評価項目

当該入札案件における施工計画適切性の評価項目は、下記のとおり。

大項目	中項目
様式第9号（その1）	
1 工程計画	(1) 主要工種
	(2) 工程順序
	(3) 全体日数とその根拠
	(4) 着手時期と主要工種の施工時期
様式第9号（その2）	
1 工程管理計画	(1) 工程管理手法
	(2) 工程遅延の防止及び対応策
2 品質管理計画及び出来形管理計画	(3) 品質管理計画（覆工コンクリートを除く）
	(4) 出来形管理計画
	(5) 社内検査
3 安全管理計画	(6) 安全教育等の安全確保活動
	(7) 残土搬出時の安全確保策
	(8) 緊急時及び異常気象時の安全管理
5 施工上の工夫	(11) 主たる工種の施工に関する工夫

●様式第9号及び様式第10号の記載留意事項

様式第9号及び様式第10号については、入札参加者の技術力を評価する様式であるため、入札参加者自らが作成することが原則であります。

なお、作成にあたり、第三者（入札参加者以外のコンサル・専門業者等）からの助言を受けること自体は原則に反しないとしますが、技術提案書が他の入札参加者と酷似している等、入札参加者自らが作成していない可能性があるとして発注者が判断した場合、ヒアリングを実施します。

ヒアリングの結果、自ら作成したことを立証できない限り、当該技術提案書を0点にするほか、入札資格制限措置の対象とする場合があります。

●共通事項

①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において、請負金額が指定金額以上（※2）の施工実績がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
工事成績 （福島県発注の工事について評価）	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）において、工事成績評定が80点以上の施工実績がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 （福島県の優良工事表彰の有無について評価）	過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）で、指定部門（※3）の優良工事表彰の受賞実績がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
技術者確保数 （当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数を評価）  *配置可能とは開札日時時点で他の工事に配置されていない場合等をいう。（詳細は総合評価方式様式関係記載留意事項を確認のこと。）	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）以上の場合	0.5点	/0.5
	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）未満の場合で、当該工事に関連する技能士資格（建設関係）のうち（※4）の資格を有する者を当該工事に配置可能な場合（下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も可）	0.5点	
	上記以外	0点	
小計点①			/4.0

②配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
資格の保有年数 又は 継続教育	（※5）の資格を保有して10年以上の経験がある場合	0.5点	/0.5
	上記で得点できない場合で、（※5）の資格を保有して継続教育（CPD）制度に継続参加中である場合	0.5点	
	上記以外	0点	
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において請負金額が指定金額以上（※2）の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績点が80点以上の工事経験(監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去に福島県発注の同種・類似工事(※1)で、指定部門(※3)において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
小計点②			/3.5

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用がある場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
安全管理	過去10年以内に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
環境への配慮	当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
県内業者の活用	1 県内業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者(下請を含む)により施工する場合 2 県外業者にあっては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者(下請を含む)により施工する場合	1.5点	/1.5
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (働く女性応援)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	



評価内容	評価基準	配点	得点
新分野進出	平成13年4月1日以降に建設業以外の分野へ進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
同一市町村内の工 事実績	(1) 一般土木工事又は舗装工事の場合 過去3年以内に(※6)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合		/2.5
	・3件以上	2.5点	
	・2件	1.5点	
	上記以外	0点	
	(2) 上記以外の発注種別の場合 過去10年以内に(※6)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合		
	・1件	2.5点	
上記以外	0点	/2.5	
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店、準本店又は支店等(以下「本店等」という。)の所在地が、下記管内にある場合	(注3)	/3.5
	・(※8上位点)の市町村(注1, 2)	3.5点 (3.0点)	
	・(※8中位点)の管内(注1)	2.5点 (2.0点)	
	・(※8下位点)の管内(注1)	1.0点 (0.5点)	
	上記以外	0点	
ボランティア活動 への取組み状況	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合	2.0点	/2.0
	上記以外	0点	
消防団への継続加 入状況	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合		/1.0
	・(※8上位点)の管内	1.0点	
	・(※8下位点)の管内	0.5点	

(注1) 開札日時時点で建設業法の許可を受けている支店・営業所を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)

(注2) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

(注3) 上段は、本店・準本店の配点、下段( )は、準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※10) 災害時の出勤実績 又は 災害時の応援協定締結	(1) 災害時の出勤実績 (※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年以内に災害時の出勤実績がある場合	2.5点	/2.5
	(2) 災害時の応援協定締結 上記で得点できない場合で、(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定を県と締結している場合	2.5点	
	上記以外	0点	
(※11) 新卒者・離職者の 雇用実績	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合	2.5点	/2.5
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用（正規雇用）している ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用（正規雇用）している場合		
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用（正規雇用）している	1.5点	
	上記以外	0点	
(※12) 雇用の維持・確保	(※8) 管内に本店等がある企業が、下記に該当する場合	2.5点	/2.5
	・当該管内における従業員数（正規雇用）が1年前より増えている ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用（正規雇用）している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う		
	・当該管内における従業員数（正規雇用）が1年前と同じ	1.5点	
	上記以外	0点	
(※13) 除雪、維持補修業務の履行実績 （一般土木工事、舗装工事に限る。）	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合	3.0点	/3.0
	・過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績があり、かつ、過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務委託の履行実績がある		
	・過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある	2.5点	
	上記以外	0点	
小計点③			/19.0 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は19.5点

●地域要件毎の評価対象

＜支店等＞とは

県内に本店を有する企業（県内企業）の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

＜準本店＞とは

支店等のうち、以下のいずれかに該当するものをいい、本店と同等に評価します。

- ① 当該土木事務所管内の災害時応援協定実施体制に組み込まれている。
- ② 当該土木事務所管内において、過去3年以内に除雪・維持補修業務等の履行実績がある。

※当該土木事務所管内とは、上記の支店・営業所が属する土木事務所管内をいう。

＜委任なし支店等＞とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所（県内企業）。

i) 入札参加者の所在地

上位点（加算点が3.5点（本店・準本店）又は3.0点（本店・準本店以外）となる場合）

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・準本店・支店等・委任なし支店等）（注1）
管内	同一市町村内（注2）
隣接3管内	
県内	
全国	

（注1）入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。

（注2）工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点（同一市町村内）で評価する。

中位点（加算点が2.5点（本店・準本店）又は2.0点（本店・準本店以外）となる場合）

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・準本店・支店等・委任なし支店等）（注1）
管内	土木事務所管内
隣接3管内	
県内	
全国	

下位点（加算点が1.0点（本店・準本店）又は0.5点（本店・準本店以外）となる場合）

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・準本店・支店等・委任なし支店等）（注1）
管内	—
隣接3管内	建設事務所管内
県内	
全国	県内

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内(注3)		過去3年間以上継続して1件以上
隣接3管内	建設事務所管内		
県内			
全国	県内		

(注3) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

iii) 消防団への継続加入

上位点(加算点が1.0点となる場合)

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内(注3)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内		
県内		
全国		

下位点(加算点が0.5点となる場合)

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	建設事務所管内(注4)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内		
県内		
全国		

(注4) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結

(災害時の出勤実績)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となる出勤実績	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内(注3)		過去3年以内に1件以上
隣接3管内	建設事務所管内		
県内			
全国	県内		

(災害時の応援協定締結)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となる応援協定の範囲
管内	土木事務所管内(注3)	
隣接3管内	建設事務所管内	
県内		
全国	県内	

v) 新卒・離職者の雇用実績  
(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる 新卒・離職者の 勤務地	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内	土木事務所管内(注3)		過去1年 以内	1.5点	2.5点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国					

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点
			1名以上
管内	土木事務所管内(注3)	平成23年3月11日 以降の雇用実績	2.5点
隣接3管内	建設事務所管内		
県内			
全国			

vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の 所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる 従業員の勤務地	評価対象 となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内(注3)		開札日 における1 年前との 比較	1.5点	2.5点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国					

(東日本大震災に伴う被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点
管内	土木事務所管内(注3)	2.5点
隣接3管内	建設事務所管内	
県内		
全国		

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持 補修業務 の実績	配点		
			過去3年 以内に1 件以上の 履行実績 がある場 合	過去3年以内に1 件以上の履行実績 があり、かつ、過 去5年度以内に福 島県道路除雪表彰 事業により企業と して感謝状を受け た場合	直前の5年 度間連続し て除雪業務 委託の履行 実績がある 場合
管内	土木事務所管内(注3)		2.5点	3.0点	3.0点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国					

④施工計画の適切性に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画評価 (提出された 技術審査書 の内容を評価)	技術審査書の点数が93点以上の場合	10点	/10.0
	技術審査書の点数が86点以上93点未満の場合	9点	
	技術審査書の点数が79点以上86点未満の場合	8点	
	技術審査書の点数が72点以上79点未満の場合	7点	
	技術審査書の点数が65点以上72点未満の場合	6点	
	技術審査書の点数が58点以上65点未満の場合	5点	
	技術審査書の点数が51点以上58点未満の場合	4点	
	技術審査書の点数が44点以上51点未満の場合	3点	
	技術審査書の点数が37点以上44点未満の場合	2点	
	技術審査書の点数が30点以上37点未満の場合	1点	
	技術審査書の点数が0点以上30点未満の場合	0点	
小計点④			/10.0

⑤技術提案（技術提案項目（※14））

評価内容	評価基準	配点	得点
覆工の品質確保に関する技術提案	一次覆工（吹付コンクリート）に関する技術提案、二次覆工（覆工コンクリート）に関する技術提案、その他有効な技術提案	・判定方式	最高点 20点とする。
施工時の周辺環境対策に関する技術提案	施工時の騒音・振動対策に関する技術提案、施工時の濁水処理対策に関する技術提案、その他有効な技術提案	・判定方式	
小計点⑤			／20

⑥品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0点

合計点	小計①～⑥の合計	／63.5又は83.5 注1
-----	----------	-------------------

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は64点又は84点